

# 育児休業開始日と被保険者期間の要件の関係について

職業安定分科会雇用保険部会(第146回)

資料1-2

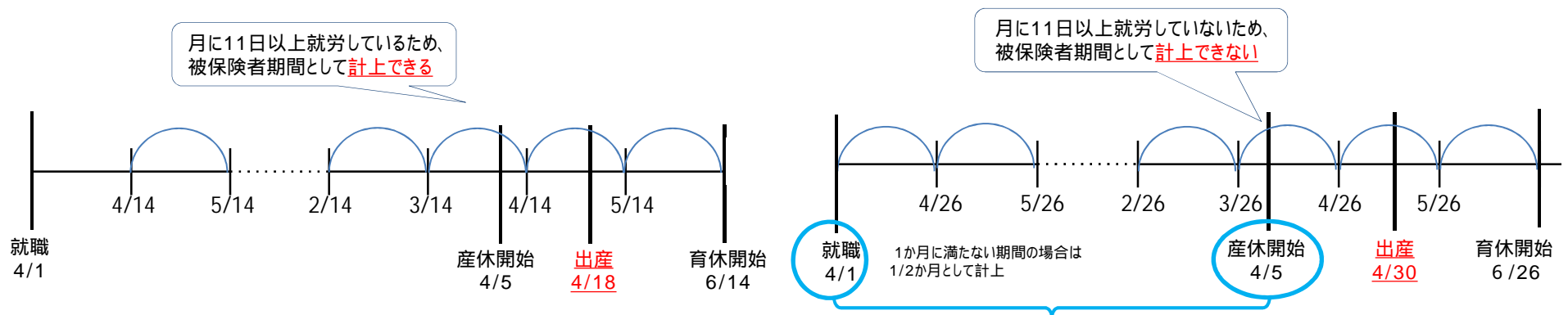
令和3年1月27日

育児休業給付の支給要件として、育児休業開始日を起点として、過去2年間に12か月以上の被保険者期間を定めている(雇用保険法第61条の7第1項)。

しかしながら、全く同様の働き方をしている、育児休業開始日(出産日)によって、この要件を満たす場合と満たさない場合が存在する。

(満たさないケースも、産前休業開始日を起算点とすれば要件を満たすこととなる。)

	ケース1	ケース2
就職	H30年4月1日	
産前休業	H31年4月5日～	
出産日	<b>H31年4月18日</b>	<b>H31年4月30日</b>
産後休業	～R1年6月13日	～R1年6月25日
育児休業	R1年6月14日～	R1年6月26日～
	被保険者期間12か月を <b>満たす</b>	被保険者期間12か月を <b>満たさない</b>



**産前休業開始日から起算すると被保険者期間12か月を満たす**